令和4年第1回北海道議会定例会 代表質問

年月日 令和4年3月3日(木) 質問者 民主・道民連合 笹田 浩 議員

問

知事の政治姿勢について

(一) 令和3年度の道政運営の評価について

昨年第1回定例会において道政運営について質したところ、知事は、「感染拡大の防止と社会経済への影響の最小化に向け、全力で取り組むとともに、ポストコロナを見据え、今こそ『ピンチをチャンスに』という気概をもって、新たたな北海道づくりに挑戦していく考えである。」と述が、意見在もおそらく意気込みに変化はないと思いますが、意気知らだけでは、道民の生活は豊かになりません。現下は、知事が当時、思い描いていたイメージとは大きく隔たりがあるのではないかと推察します。新年度の道政執行方針や重点政策も昨年と同様のことを述べていますが、この1年、どのように変わり、何が良くなったという実感は全く得られていません。コロナ禍に明け暮れたこの1年間を踏まえ、自身のこれまでの政策に対する評価とともに、達成できなかった点に関して所見を伺います。

また、来年4月に任期満了となる知事にとって、任期最後となる向こう1年をどのように道民の命と暮らしを守り、そして「輝きつづける北海道」を見せてくれるのか所見を伺います。

(二)令和4年度重点政策について

2022年度は、21年度と同様に新型コロナウイルス感染症対策が第一義的にはメインになると考えていますが、知事は、国が進める「デジタル化」と「脱炭素化」を重点的に取り組むことをすでに公表しています。公約に掲げる政策についても、「一層の推進を図るとともに、我が国の持続的な発展にも貢献できる地域社会の実現に向け、積極的に取り組む」とも昨年の議会で答弁しています。果たしてコロナ禍が長期化し、収束の兆しも見えない中、疲弊した人々の日々の営みを再生しつつ、残された任期中に公約の実現は可能なのか所見を伺います。

さらに、道財政は、依然として厳しい状況が続くものと承知しますが、新たな政策展開にどのように取り組むのか所見を伺います。

(三) 道政の進行管理について

任期最後の一年を迎え、知事はこれまで「ピンチをチャンスに変える」ため、直面する危機を克服し、北海道ならではの強みや真価を発揮すべく、北海道総合計画の点検や評価、北海道 SDGs 未来都市計画の策定、北海道創生総合戦略の見直し等を進めてきました。

しかし、一方で「北海道水道ビジョン」のように過去策定され、相当年数経過しているにも関わらず、いまだに検証や見直しがなされていないものや、「北海道交通政策総合指針」のように実効性に疑義があるもの等が散見されます。

これらを放置してきた知事の姿勢を見る限り、道政運営に 本気で取り組む気持ちがあるのか疑問であります。

「ゼロカーボン北海道」のように全庁一丸となって取り組

(知事)

今後の道政運営などについてでありますが、令和3年度は、新型コロナウイルスの新たな変異株による感染が繰り返され、国内外との往来に制約が生じるなど、幅広い分野に影響が及んだことから、誘客活動の推進や航空ネットワークの充実など一部の施策の推進に遅れが認められるものの、私としては、感染症対策と社会経済活動の両立に向けて、道の総力を挙げて取り組んできたところでありますが、こうした状況をしつかりと受け止め、感染症の影響等も踏まえ、地域にとって必要な施策の推進に一層力を注いでいく必要があるものと認識しております。

このため、来年度に向けては、引き続き、感染症を取り巻く状況の変化に的確に対応し、道民の皆様の命と暮らしを守る取組に万全を期すとともに、デジタル技術を活用し、これまでハンディとされてきた広域分散型の地域構造を強みに変えるなど、地域課題解決の先進地を目指すほか、我が国、そして世界に貢献すると同時に、地域が潤うという視点を持ちながら、市町村と一体となって「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を推進するなど、ポストコロナを見据えながら、私自身が先頭に立って、活力あふれる北海道の実現に向けて取り組んでまいります。

(知事)

来年度における政策の推進についてでありますが、道では、これまで公約に掲げた全ての政策に着手しているところでありますが、外国人観光客 500 万人の目標や国際航空路線の誘致拡大など、新型コロナウイルス感染症の流行による社会情勢の著しい変化により、大きく影響を受けているものもあり、地域の活性化に向け、より効果的な政策の推進に努める必要があると認識しております。

このような状況の中にあっても、東京 2020 オリンピックにおけるアイヌ舞踊の国内外へのインターネットによる発信や、アドベンチャートラベル・ワールドサミット 2021のオンラインを活用した開催など、取組の手法を工夫しながら、可能な限り着実な施策の推進に努めてきたところでありませ

来年度においては、医療提供体制等の確保や感染拡大防止対策の徹底など感染症に強い安全・安心な地域づくりに取り組みながら、食分野における新たな戦略品目の設定と消費の拡大、安心して子どもを産み育てられる環境の整備、地域の脱炭素化の進捗に応じたソフトとハードの両面からの重層的な支援、「北海道 Society5.0」の実現に向けて、政策のかけ合わせによる相乗効果が発揮される再生可能エネルギーを活用した次世代データセンターの誘致など将来を見据えた先進的な取組を進めてまいります。

(知事)

道では、北海道の将来のめざす姿の実現に向けて、道政全般に関する政策展開の基本的な方向を示す総合計画を策定し、その基本的方向に沿った、具体的な施策や事業を展開する各種計画と一体的に推進してきたところであります。

また、政策評価制度により、毎年度、外部有識者による審議を経ながら、計画を構成する施策の取組状況を点検し、予算編成や組織の見直し、重点政策の展開に反映するなど、計画の実効性の確保に努めてまいりました。

北海道水道ビジョンについては、中長期的な視点に立って 水道の将来像やその実現のための方策を示すものであり、毎 年度、目標の達成状況を把握するなど、進捗管理に努めてい るところであります。

むべき重要政策においても、PDCA に基づき的確に施策が進め られなければ、知事の独善的なパフォーマンスにしか過ぎな くなってしまいます。そのため、道政に関するすべての計画 や指針等において、知事には透明性を前提とし公正性をもっ て各施策を執行する責務がありますが、このような計画に対 してどのように指導監督をしてきたのか、また他の計画等の 進捗状況やその成果をどのように把握し、課題に対してどう 対処しているのか所見を伺うとともに、各取組の実効性を今 後どのように高めていくのか伺います。

(四) 国と自治体の連携の在り方について

新型コロナウイルス感染症対策において、国と自治体の連 携不足が生じて、現場や道民に不安と混乱を招いた経過があ ります。本年1月には、第33次地方制度調査会が発足し、「国 の関与の在り方」が議論の中心となりそうです。国による統 制を強めるべきとの意見がある一方で、全国知事会は国では なく、現場を抱える自治体の権限を強化すべきだとの立場を 主張していますが、知事の所見を伺うとともに、道と市町村 との関係にも同様なことが言えると考えますが、連携の在り 方や役割分担の明確化について知事の所見を伺います。

(五)機構改革について

道は2月17日に、ワクチン接種を加速させるため予防接種 担当局長などを新設する機構改革案を固めたとの報道があり ました。

3回目の接種が始まるこの時期に新たな担当局長を創設す る理由については、市町村支援や他府県に遅れをとっている 3回目接種率の向上を狙っての事とされています。しかし、 市町村が一番危惧しているのは、安定的かつ計画的なワクチ ン供給がなされるか否かであります。

また、新たにヒグマ対策室も設置されますが、駆除にあた る現場の体制が改善されなければ意味はありません。 までも新たに組織が設置されてきましたが、具体的な成果目│強みを活かした取組を進めることとしております。 標を掲げ設置されていたのか不明瞭な組織も少なくありませ ん。そこで、機構改革による成果について、どのような考え 方や具体の目標をもって設置しているのか所見を伺います。

. 行財政運営について

(一) 政策財源の確保について

行財政運営に関し、先の定例会において、「稼ぐ道政」を 標榜する知事として、政策財源の確保にどう取り組むのか質 したところ、令和4年度の当初予算編成に向け、民間資金獲 得に対するインセンティブの強化を図るとの答弁がありまし | 携協定に基づく民間企業のノウハウを活かしたセミナーの開

令和4年度当初予算では、具体的にどのような取組を行い、 どう反映されているのか伺うとともに、その成果は十分なも のであったと考えているのか、知事の評価を伺います。

道としては、今後とも、本道を取り巻く状況の変化に的確 に対応していけるよう、適切なPDCAサイクルのもとで、 総合計画や各種計画の進捗状況を把握し、効果的かつ効率的 な施策の推進に努め、輝きつづける北海道の実現に向けて、 取り組んでまいります。

国と自治体の関係などについてでありますが、現在、国の 第33次地方制度調査会では、新型コロナウイルス感染症対 応で直面した課題やデジタル化の進展を踏まえ、ポストコロ ナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体 など地方制度のあり方について審議しているものと承知をし ております。

住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねるこ とを基本とする地方自治法のもと、私としては、地方公共団 体が社会経済情勢の変化に伴う複雑多様化する様々な課題 に、迅速かつ的確に対応していくことが重要であると考えて おり、これまでも、毎年度、提案募集方式などを活用し、国 に対し、権限移譲や規制緩和について求めているところであ ります。

今後とも、地方分権改革の推進と自主財源の充実強化が図 られるよう、全国知事会とも連携しながら、国に強く求める とともに、振興局がコーディネーター役として、地域の実情 に応じた広域連携や道からの権限移譲など市町村の意向を伺 いながら、分権型社会の実現に向け、取り組んでまいります。

(知事)

道の組織体制についてでありますが、道では、限られた人 員の中で、組織の再編や事務事業の見直しなどを通じ、簡素 で効率的な執行体制の整備を図り、重要政策を迅速かつ一体 的に展開していくことが必要と考えております。

このため、来年度に向けては、現下の最重要課題である新 型コロナウイルス感染症への対応や地域の特色を活かし全道 - 丸で取り組むゼロカーボン北海道の実現、さらには、ヒグ マからの被害防止対策の強化など、複雑化・多様化する道政 課題にスピード感を持って、効果的に対応していくため、必 要な体制を構築し、道民の皆様の命と暮らしを守り、本道の

道としては、今後とも、社会経済情勢や行政需要の変化に 柔軟に対応しながら、道政を取り巻くその時々の行政課題を 的確に捉え、質の高い行政サービスを提供していくため、組 織の総合力を最大限発揮できる組織体制となるよう不断の見 直しを行ってまいります。

(知事)

行財政運営に関し、まず、民間資金の活用についてであり ますが、道では、民間の知恵と力を結集しながら、北海道の 活力づくりに取り組んでいるところであり、例えば、包括連 催などに加え、資金面での支援についても、旅行クーポンや 道産食品等、ふるさと納税の返礼品の充実を図るとともに、 セミナーや企業との個別面談の機会を通じ、企業版ふるさと 納税を活用した寄附の働きかけを行うなど、幅広い支援と参 画を得ながら政策の推進に取り組んでおります。

こうした取組を踏まえ、地域づくり総合交付金を通じた地 域活性化の取組支援やゼロカーボン推進の取組などに活用す るため、本年度当初予算で9千5百万円であった民間資金に ついて、来年度予算では、6億9千万円を計上いたしました。 道としては、より多くの民間資金やノウハウ等を道政に

(二) 財政健全化に向けた取組について

令和4年度当初予算にあわせ公表された道財政の中期展 望では、計画期間である令和7年度までの間、300億円以上 の収支不足額を見込んでおきながら、令和4年度と5年度 の2年間の収支対策しか示されませんでした。

感染症の動向を見通し難いということは否定しませんが、そ もそも感染症対策に必要な経費や社会経済活動の抑制によ り生じた減収は、地方自治体の財政運営に支障が生じること がないよう、国が責任もって対応していくべきであり、道と して収支対策が定められない理由にはならないものと考え ます。

先の定例会でも議論しましたが、計画期間を定め、財政健全 化目標まで定めておきながら、その対策を示さないのは無責 任です。計画を定めた知事自身が計画期間を通じた対策を示 すことが必要と考えますが、知事の所見を伺います。

三 地方創生の推進について

(一) SDGsの推進について

知事は、「北海道 SDGs 推進ビジョン」を掲げ、多様な主体 と共に「北海道 SDGs 推進ネットワーク」を形成し世界の中で 輝きつづける北海道を目標としていますが、まだまだ知識と 現実が結びついてはいません。

道民一人一人がたくさんのゴールの中からこだわりを持 ち、実行できる提案が周知されていないと感じます。知事が 目標としている、世界の中で輝きつづける北海道と言うゴー ルはどこか伺うとともに、そのために必要な施策等を早期に 会の実現を目指す「SDG s 推進ビジョン」に取り組んできてい 示すべきと考えますが、所見を伺います。

(二) 働き方改革について

新型コロナウイルスの感染を防止する為、急速にテレワー クが加速し、働き方改革にも繋がって、本道でもテレワーク の環境作りの骨格が見えてきたと感じています。未だワーク スタイルに変化が見られない現状でありますけれども、人口 -極集中の回避、地域の特性や生活の充実にもつなげていく ためにも、しっかりとした目標を定め推進していく必要があ ると考えますが所見を伺います。

活用できるよう、継続的な働きかけを行うなど、一層の連携 と共感を得る取組が必要と考えており、今後とも、ほっかい どう応援団会議などのネットワークを通じ、個人・企業の皆 様へ支援、協力の呼びかけを行ってまいります。

(知事)

今後の財政運営についてでありますが、道財政は、引き続 き、厳しい状況が続く見通しにあることから、この度、改訂 を予定している「行財政運営の基本方針」では、収支不足額 の計画的な解消や実質公債費比率の改善といった4つの基本 方針を定め、これに沿って令和7年度までの計画期間中、財 政健全化に向けて取り組むこととしております。

このうち、収支不足額の解消に関しては、感染症の影響等に より、令和3年度の収支不足額が大きく変動したことや今後 の収支見通しにも大きな影響を及ぼす可能性があることなど も考慮した上で、まずは、当面2年間の収支対策を明らかに し、講じることとしたところであります。

また、引き続き、全国知事会とも連携しながら、感染症対策 に必要な財源措置を国に強く求めていくことはもとより、令 和6年度以降については、感染症の状況や国の動向などを踏 まえ、改めて収支見通しの精査を行い、必要な対策を検討す ることとしており、こうした取組を通じて、感染症に強い安 全安心な地域づくりをはじめ、中長期的な道政課題にも着実 に対応できるよう財政の健全化に向けた取組を進めてまいり ます。

(知事)

SDG s の推進についてでありますが、SDGs は、誰一人取り残 さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範 な課題に統合的に取り組むものであり、道政を推進する上で 重要な視点であると認識をしております。

このため、SDG s 推進に積極的に取り組むことにより、「世 界の中の北海道」としての存在感を高めながら、誰もが将来 にわたって安心して心豊かに住み続けることができる地域社 るところであります。

こうした中で、道民の皆様が SDGs の理念に共感し、行動に つなげていくことが重要であるとの認識のもと、各種媒体を 活用した普及啓発や出前講座の実施のほか、様々な分野や地 域で広がるよう、SDGs 推進ネットワークを活用し、先進的な 取組の情報共有や会員同士の交流など、多様な主体の連携促 進に努めているところであります。

道としては、引き続き、有識者の皆様によるご意見もお伺 いしながら、幅広い層への理念浸透を図るなど、SDGs の推進 に一層取り組んでまいります。

(知事)

働き方改革についてでありますが、テレワークの推進など、 多様な働き方を選択できる社会づくりを進めていくことは、 地域創生の面からも大変重要であります。

道では、年間総労働時間や年次有給休暇取得率、テレワー ク施設等を利用したワーケーション人数などの目標値を定 め、働き方改革推進企業認定制度の普及や各振興局における 専門家の皆様による相談窓口の開設に取り組むとともに、テ レワーク機器の整備支援や関係人口の拡大に向けたワーケー ションの推進など多様で柔軟な就業環境の整備が、地域の活 性化に結びつくよう、市町村の皆様と一体となって取り組ん でいるところであります。

これらの取組は、毎年度、目標の進捗状況の確認など、PDCA サイクルに基づき施策の点検評価を行った上で、計画的に推 進しているところであり、今後とも働き方改革を通じ、将来 に向け希望を持って働き、豊かで安心して暮らせる社会の

実現に努めてまいります。

四 新型コロナウイルス感染症対策について

(一) まん延防止等重点措置の延長について

道は、昨日開かれた対策本部会議により、まん延防止等重点措置の再延長を要請することとしました。今回の再延長要請にあたっては、道内の新規感染者数は減少傾向にあり、病床使用率は2月28日時点で全道39.6%、札幌市内46.8%と、政府が示す4つの目安はいずれも下回っており、措置解除・延長の基準が明確とは言えないなかでの再延長要請となっています。

知事として、道民に対し、今回の再延長を全道域とした理由と飲食店に対する時短営業の効果を、疫学的なエビデンスに基づき明確に示すべきと考えますが所見を伺います。併せて、まん延防止等重点措置を要請するのならば、あらかじめ解除基準を示し、全道民がその目標に向け協力する機運をつくり、その基準に基づき解除すべきと考えますが所見を伺います。

(二) 新指標について

知事は昨年12月、「医療の逼迫」に重点を置いた、新たな感染対策の指標を作成しました。感染状況の分析や評価を行った上で対策を講じるとしたものの、1月以降の道内は、これまでの感染拡大とは比べ物にならないスピードで全道域に広がってしまいました。

これは、新たに作成した指標が、感染力が極めて高く、潜 伏期間が短い、重症化リスクが低いとされるオミクロン株に は対応していなかったにもかかわらず、これまで通りの対策 で後手に回ったためであります。ここまで感染の拡大を招い た知事の責任について伺います。

また、我が会派が再三求めてきたように「新たな変異株」を含めた道独自分析・検証の上での、新しい指標の作成や、場合によっては、山梨県のように独自の対策をとるなど、迅速かつ柔軟な対応が必要と考えますが知事の所見を伺います。

(三) ワクチン接種について

1 3回目接種の加速化、4回目接種について

我が会派は先の定例会予算特別委員会知事総括において「ワクチン接種は各市町村が計画的に接種体制を構築できるよう対応すべき」と質したところ、知事は「円滑な接種の促進に向け、きめ細やかな支援に、積極的に取組む」と答弁しました。円滑な接種の実施に向け、3回目接種の課題を把握の上、道として調整役を積極的に果たすべきと考えます。例えば、道内市町村間のワクチン融通に向け具体的な対応を行うなどの取り組みが必要と考えますが所見を伺います。

また、ワクチン接種効果への疑念や、接種よりも副反応を 心配する方もおり、3回目接種が低調との話も聞きます。3 回目接種の意義や知見の周知徹底に努めるなどの取り組みが 必要と考えますが所見を伺います。

併せて、今後4回目以降の接種については、その必要性も 含めて現時点で明らかになっていないため市町村は困惑して います。早期に方針を示すべきと考えますが、知事の所見を 伺います。

(知事)

まん延防止等重点措置の考え方についてでありますが、道ではこれまで、飲食時など感染リスクが高まる場面、そして、高齢者施設など感染が広がっている場所における対策に取り組み、時短営業などへの道民の皆様や事業者の方々の多大なるご理解とご協力により、急拡大してきた新規感染者数はピークを越え、減少傾向が続いております。

しかしながら、引き続き、全ての振興局管内で感染が確認される中、BA. 2系統のオミクロン株の感染事例が道内で確認されたほか、病床使用率は各圏域で差が生じているものの、増減している状況の中で、全道の医療への負荷は高止まりとなっているなど、予断を許さない状況が続いております。

このため、下降傾向にあることといった病床使用率等に関する国の解除の考え方も踏まえ、有識者のご意見も伺った上で、全道を対象とした重点措置の延長を要請したところであり、BA. 2系統の知見なども踏まえ、今後の解除の考え方についても国と協議し、道民の皆様に対し丁寧に説明を行いながら、引き続き、重点措置の下、新規感染者数をさらに減少させ、医療への負荷を着実に抑えていくことに全力を尽くしてまいります。

(知事)

レベル分類などについてでありますが、道では、すべての 移行指標が基準を超えた場合にレベル2へ移行し、さらに、 一定期間感染の拡大が継続する場合にまん延防止等重点措置 の国への要請を検討することとしております。

このたびの感染拡大局面においては、病床使用率が数日以内に基準を超える見込みとなり、さらに、オミクロン株の特徴を踏まえると、このまま新規感染者数の増加が続き、医療のひつ迫が急速に進むおそれがあることなどから対策等の前倒しを行うこととし、1月21日にレベル2へ移行するとともに、まん延防止等重点措置の国への要請を行ったところであります

全国的に厳しい状況が続く中、本道では、医療の負荷の高まり等を慎重にモニタリングしながら、3月6日までの重点措置の下、特措法に基づき、感染防止行動の徹底に取り組んでいるところであり、道としては、引き続き、国に対し、オミクロン株の特徴を踏まえた全般的な対応の考え方を求めながら、国の専門家による新たな科学的知見等を踏まえ、指標の見直しを含め、効果的な対策を講じることができるよう、取り組んでまいります。

(知事)

次に、ワクチンの追加接種についてでありますが追加接種により、ワクチンの有効性が回復するとされており、道では、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるとともに、高齢者の方々を中心とした重症者を最小限にするためにも、追加接種を加速させていくことが重要と考えております。

このため、市町村に対し、接種券以外の方法での受付といった、接種の円滑化に資する先進事例をお示しするなど地域の実情に即した助言に努めるとともに、ワクチンの市町村間融通をきめ細かに行ってきたほか、交互接種も含めた接種の有効性や接種後の副反応等の情報について積極的に周知を図ってきたところであります。

今後とも、希望される方に一日も早く接種いただけるよう 引き続き、各市町村から課題やニーズを丁寧に伺いながら、 医師会等の医療関係団体の皆様との連携も深めつつ、地域の 実情に即した支援に取り組むとともに、今後の接種に係る中 長期的な考え方については、必要に応じ国に求めるなどしな がら、市町村への適時・適切な情報提供に努めてまいります。

2 小児へのワクチン接種について 5歳から11歳の子どもへのワクチン接種について、道内 でも、早い医療機関では本日 (3月3日) から開始すると伺 っています。今回、努力義務適用は見送られるようでありま すけれども、重要なのは、保護者や子ども本人が、ワクチン 接種を安心して受けられるような環境づくりであります。 児へのワクチン接種の効果とリスクについての周知を図ると ともに、子どもや保護者の不安や疑問解消に積極的に取り組

むべきと考えますが、今後の対応について伺います。

(四)経口治療薬・中和抗体薬について

発症から5日以内に使うことで効果を発揮する経口治療薬 や中和抗体薬は、感染拡大が収まらない中、その効果が期待 される一方で、処方や投与の体制が整っているとは言い難い 状況であります。適切な治療ができるよう、早急な体制整備 が必要と考えますが、所見を伺います。

(五) 積極的疫学調査について

今回の感染急拡大に伴い、これまで保健所が行ってきた積 極的疫学調査について重点化しました。保健所の厳しい状況 | 感染力が高く、潜伏期間が短いといった特性を持つ、オミク を考えれば、重点化せざるを得ないことも理解できますが、 感染者や濃厚接触者の細かな把握が拡大を防ぐ根本であると 考えます。今回の転換は、恒常的なものなのか限定的なもの なのか伺います。

我が会派は、PCR検査拡充を常に訴えてきました。それ を怠り、今回の第6波に対応しきれず、後手にまわった結果 だと強く猛省を求めます。

(六) PCR等検査体制について

我が会派はPCR検査拡充を常に訴えてきました。それを 怠り、今回の第6波に対応しきれず後手に回った結果だと、 まずは強く猛省を求めます。

昨年12月末から行ってきた無症状者へのPCR等無料検 査は、当初700ヶ所の目標が3月2日現在、604箇所の 登録にとどまっており、抗原定性検査キットの不足等により 184箇所予約停止ともなっています。

無料検査に限らず、検査を必要とする道民がすぐに受検で きる体制整備と検査件数の拡充を早急に進めるべきと考えま すが、知事の認識と今後の取り組みについて伺います。

答 弁

(知事)

次に、小児へのワクチン接種についてでありますが、道で は、小児用ワクチンの接種に当たり、対象となる小児はもと より、保護者の皆様の十分なご理解の下、接種の判断をして いただくことが重要であると考えております。

このため、これまでも、市町村や教育、医療等の関係機関 の皆様と連携を図りながら、発症予防や重症化予防といった ワクチンの効果や副反応などについて、道のホームページや SNSなど様々な媒体を活用して、わかりやすく周知すると ともに、国民の理解の促進に向け、より丁寧な情報発信を行 うよう、国に対し、全国知事会を通じて、強く要望してきた ところであり、引き続き、こうした取組をさらに進めながら、 子どもへの接種を希望する保護者の方が、接種に臨みやすい 環境づくりを国に求めるなどし、接種の対象となる方々の様々 な課題の解消に努めてまいります。

経口治療薬等についてでありますが、重症化リスクの高い 方が、適切な時期に、経口治療薬や中和抗体薬による治療を 受けられる体制を整備することが重要と考えており、道では、 陽性者への告知段階などにおいて、症状や既往症の有無など をしっかりと確認の上、医療の必要性を適確に判断するとと もに、医師会や薬剤師会等の関係団体の皆様のご協力をいた だきながら、モルヌピラビルについて処方が可能な医療機関 等が1,629か所登録されるなど、道内全ての保健所管内 で、治療薬の投薬が開始できる体制を確保してきたところで あります。

道としては、今後とも、こうした取組の充実はもとより 新たに承認された経口治療薬を提供する医療機関等の確保を 進めるなど、道民の皆様の生命と健康を守るという視点に立 ち、療養される方お一人お一人の症状等に即して、適切な治 療が受けられるよう、必要な体制の更なる整備に取り組んで まいります。

(知事)

積極的疫学調査等についてでありますが、デルタ株に比べ ロン株の陽性者が急増する中、従前の積極的疫学調査により 感染源を特定し、感染拡大を抑制する手法に限界があり、道 では、重症化リスクの高い患者の方を迅速に探知し、治療が 必要な方を確実に医療に繋げることができるよう、事業者の 方々をはじめ、道民の皆様にもご協力いただきながら、健康 観察等のシステムを活用するなどし、積極的疫学調査の重点 化を図っているところであります。

なお、本取扱いについては、今後の新たな知見などを踏ま えた国の動きも注視しつつ、地域の感染状況や保健所の対応 状況も踏まえながら、適切に対応してまいります。

(知事)

PCR等検査についてでありますが、道では、オミクロン 株の感染急拡大により、新規感染者数が高い水準にある中、 有症状の方を速やかに診断し、必要な医療に迅速に繋げてい くため、検査体制の拡充を図ることが重要と認識をしており ます。

このため、検査体制整備計画に基づく検査体制を整備する とともに、地域の医師会等と連携しながら、医療機関に対し て、新たな診療・検査医療機関の指定などの働きかけを行う ほか、受診までに一定の時間を要する現状への対応として 重症化リスクの低い方について、受診前に抗原検査キット等 で自ら検査を行う取組を進めることに加え、感染に不安のあ る無症状の方を対象とした無料検査事業については、抗原検 査キットの流通状況を確認しつつ、薬剤師会などとの連携を 密にしながら、登録事業所の更なる拡充に取り組んでいると ころであります。

(七) まん延防止等重点措置期間中の飲食店に対する見回り について

今回のまん延防止等重点措置期間内の飲食店に対する指導 でありますが、3月1日時点で289店舗が時短要請に応じ なかったとのことであります。

こうした店舗への対応にあたり、見回り後に「電話確認」 「文書指導」「学識経験者の意見聴取」「弁明の機会付与」 等進めていく現在の方式では、まん延防止等重点措置期間内 に「命令」まで進むことは困難であります。

道の要請により時短営業等を行ってきた店舗からは、不満 の声が上がっております。不公平感のない厳正な対応が必要 と考えますが、知事の所見を伺います。

(八) 事業者支援について

2月20日までとしていたまん延防止等重点措置が、今月 6日まで延長されました。

営業時間短縮や酒類提供制限などの要請に従っている飲食 店等には、協力支援金が支給されていますが、本来の収益に は程遠く、一昨年から度重なる要請に、廃業を余儀なくされ たり、事業の継続も危ぶまれている現状であります。

そもそも、感染拡大時における措置は、短期間に何度も想 定しているものではなく、長期化、あるいは今回のような延 長による影響への支援としては、妥当であるとは言い難いと

-律の基準ではなく、要請期間に応じて割増するなどの新 たな基準作りや別途支援策が必要と考えますが、所見を伺い ます。

五 医療・福祉課題について -) 妊よう性温存療法について

妊よう性温存療法については、昨年4月に遡り支援の対象 となりました。しかし、広域な本道にあって5つの指定病院 は札幌圏に集中していることから、地方に居住する方にとっ ては、治療を希望してもハードルは高いものとなっています。 に受けられるよう、体制整備に努める」と答弁していますが、 治療を必要とする患者の方々が円滑な利用ができるよう、支 援体制の充実を図るべきと考えますが所見を伺います。

道としては、引き続き、こうした多様な取組を着実に進め ながら、検査が必要な方々が、より迅速、円滑に検査を受け ることができるよう、検査体制の充実や強化に取り組んでま

(知事)

まん延防止等重点措置期間中の飲食店の見回り等について でありますが、道では、全道約38,000店舗を対象に、委託事 業者と道職員で、見回りを行っているほか、認証店における 感染防止対策についても確認をしており、時短営業について は、3月1日時点で、98%を超える店舗の皆様にご協力を いただいている一方、重ねての要請に応じていただけなかっ た延べ272店舗の皆様に対し、文書による行政指導を行っ ているところであります。

飲食店等の事業者の皆様からは、「要請に応じず営業して いる店があるので、指導してほしい」などといったご意見を 伺っており、これまでも、国民の自由と権利が不当に侵害さ れることのないよう慎重に運用するといった法の趣旨に十分 留意しつつ、国と緊密に協議しながら、事業者間の公平性も 考慮し対応してきたところであり、今後とも、認証店か非認 証店かによって営業時間が異なる点なども踏まえ、事業者の 方々に要請に応じていただくよう、必要な働きかけを行うと ともに、認証店における基準の遵守状況を確認するなど、よ りきめ細かな対応に努めるほか、事業者の皆様にとって、納 得が得られる実効的な対応となるよう、国に求めるなどし、 感染リスクが高いとされる飲食の場面での感染防止の徹底を 図ってまいります。

(知事)

次に、飲食店等の皆様への支援についてでありますが、道 では、時短要請にご協力いただいた飲食店等の皆様への支援 金について、国の基準を踏まえ、売上高等に応じて支給する とともに、他県の対応も参考に、申請手続の簡素化や審査業 務の効率化などを図り、市町村とも連携しながら、可能な限 り速やかな支給に努めてきたほか、全国知事会とも連携し 事業者の皆様の実情に十分に配慮した幅広く手厚い支援を講 じるよう国に求めてきたところであります。

また、本定例会に、デリバリーなどコロナ禍に対応した新 事業展開や、Eコマースによる販路開拓といった新たなチャ レンジを支援する取組を提案したところであり、事業復活支 援金など国の新たな支援策の活用を促すとともに、関係機関 の方々とも連携しながら、事業継続に取り組む事業者の皆様 の経営安定に取り組んでまいります。

(小玉副知事)

妊孕性温存療法についてでありますが、道では、妊孕性温 存療法を受けていただくため、指定医療機関の整備を進める とともに、がん等の治療を行う医療機関との連携を図ること が重要と考えており、これまで、医療機関向けの研修会を開 知事は昨年第4回定例会において「妊よう性温存療法を円滑 催をし、妊孕性について、患者の皆様への情報提供の必要性 や、がん等の治療を行う医療機関と指定医療機関との連携に ついて、ご理解をいただくよう取り組んでまいりました。

> 今後、各地域の医療機関におきまして、生殖機能に関する 相談対応や指定医療機関への紹介を行い、確実に必要な治療 につなげることができるよう、相談支援の質の向上を図るた めの研修会を開催するとともに、治療を受けやすい職場環境 づくりのための企業向けセミナーを開催するほか、より多くの 医療機関において妊孕性温存療法の実施が可能となるよう、卵 子等の凍結・保管設備に対する支援について、他都府県と連 携をして国に要望するなどして、道内の妊孕性温存を望まれ る患者の皆様が、円滑に治療を受けられるよう努めてまいり ます。

(二) 在宅医療的ケア児への支援について

(知事)

答 弁

新年度予算では医療的ケア児及びその家族に対する支援に 関する法に基づき、医療的ケア児支援センターを札幌近郊に 設置するとして予算を計上していますが、広域な北海道に暮 らす医療的ケア児・保護者にとって、札幌近郊の設置だけで は十分ではありません。広域な本道の状況をカバーするため

にどのような機能を持たせ、どういった対応を行うのか、ま た、知事は、課題やニーズをどのように把握し、センター設

置のほかに、今後、どのように医療的ケア児支援に取り組む のか伺います。

(三) 成年後見制度について

次に、成年後見制度についてであります。

来年度からはじまる「第二期利用促進基本計画」では、北 海道に「担い手の育成」や「ネットワークづくり」が求めら れていますが、制度にはメリットがある一方で、後見人の不 祥事が相次ぎ、報酬負担の資産運用・相続の制限などのデメ には正しい理解のための丁寧な周知が必要でありますが、ど う取り組むのか伺います。

また、様々なトラブルに発展するこの事案に対応できない 現制度の見直しも必要と考えますが所見を伺います。

六 経済と雇用対策について (一) 第三者認証制度について

第三者認証制度の取得状況は、全道約3万件の対象店舗数 に対し2月3日時点で1万5,615件の申請数に留まって います

取得店舗数が増加しない要因の一つとして、制度の目的と 効果が事業者に伝わっていないことや取得のメリットが全く 感じられないといった声に対応されていないことが考えられ

第6波におけるまん延防止等重点措置においても、そもそ も取得店と未取得店にさしたる差がないところや、まん延防 止等重点措置適用までに至らない特別対策期間中における時 短等の要請内容と変わらないなど、制度の矛盾を改善する必 要性があるのではないかと考えますが、知事の所見を伺いま す。

(二) 長引くコロナ感染症拡大下での事業者支援について

長引くコロナ禍は3年目を迎え昨年、一昨年は緊急事態宣 言の発出などで、特に観光関連産業や飲食産業などは厳しい 状況となり廃業増加の懸念がありましたが、報道等によると 国による、実質無利子・無担保の『ゼロゼロ融資』や支援金 などの給付型事業などにより、休廃業の抑制に一定の効果が ありました。

その『ゼロゼロ融資』の返済が始まる事業者が多くなって きていますが、事業の立て直しがまん延防止等重点措置の適

支援センターの機能などについてでありますが、支援の中 核的役割を担うセンターでは、医療的ケアが必要な子ども達 のご家族などからの様々な相談内容に応じて、市町村や医療 的ケア児等コーディネーターなどの現場を支える地域の適切 な方々につなげ、必要な支援に結びつけていくほか、関係機 関等への情報の提供や研修を行うなどして、全道域での対応 力の向上を図っていくこととしております。

また、道では、現在、コーディネーターの活動状況をはじ め、事業所における受入状況や課題のほか、ご家族の皆様な どから、医療的ケアの内容、必要な支援、生活上の悩みなど をお伺いしているところであり、今後、こうした実態を踏ま え、適切な支援体制の構築が図られるよう、市町村に対し、 関係機関による協議の場の設置やコーディネーターの配置を 積極的に働きかけるなどし、社会全体で医療的ケアが必要な 子ども達やそのご家族の皆様を支える体制の構築に努めてま いります。

(小玉副知事)

次に、成年後見制度についてでありますが、認知症高齢者 の増加により、成年後見制度へのニーズが今後さらに高まる と予想される中、安心して制度を御利用いただくためには、 制度に関する理解促進が重要でありますことから、道では、 これまでも関係機関と連携しながら、意思決定の支援や身上 リットもあり、安易な運用を危惧する声もあります。利用者 |保護などといった制度上のメリットはもとより、信託法の利 用による財産管理などの有用な手法も紹介してきており、今 後におきましても、こうした取組を進めながら、制度の一層 の周知に努めてまいります。

> 今後は、国における制度改正の動向を注視しつつ、見直し が行われるまでの間におきましても、利用者の声に耳を傾け ながら、適切な後見人の選任や多様な主体による見守りが行 われるよう、中核機関の整備や地域連携ネットワークづくり に向けて、アドバイザーの派遣を行うなど、市町村への支援 を強化するほか、市町村等に対する制度の安定的な実施のた めの財政措置について国へ要望するなどして、成年後見制度 の利用促進に取り組んでまいります。

(知事)

次に、経済と雇用対策に関し、まず、飲食店への時短要請 等についてでありますが、飲食店への時短要請等については、 国の基本的対処方針において、その内容が定められておりま すが、道では、認証店と非認証店との間で、その差がより明 確になるよう、今般のまん延防止等重点措置における要請に おいて、非認証店に対しては、20時までの時短、酒類提供 なしとした一方、認証店に対しては、この要請内容に加えて、 21時までの時短と酒類提供20時までという要請内容のど ちらかを選択できることとしたところであります。

道としては、今後とも、要請内容等における認証取得のメ リットが、都道府県の裁量で、より明確にできるよう、全国 知事会とも連携し、基本的対処方針の見直しについて、国に 強く要望するとともに、市町村や関係団体の皆様の協力も得 ながら、本道における第三者認証の取得促進につなげてまい ります。

(知事)

次に、中小・小規模事業者の皆様への支援についてであり ますが、国や道の無利子融資や各種支援金などにより、道内 企業の倒産は、コロナ禍前と比べて少ない状況が継続し、事 業者の皆様の資金繰りについても、比較的落ち着いているも のの、感染状況の影響の長期化により、今後、借入金の返済 原資の確保に支障が生じることが懸念されているところであ ります。

このため、道では、金融機関に対し返済条件変更への対応を

用によってさらに遠のく中、返済開始が始まる事は事業者に とって重い借金返済となるのは火を見るより明らかでありま す。多くの事業者が再び窮地に立たされる中、返済開始の猶 予など柔軟な対応が必要と考えますが、所見を伺います。

(三) 北海道の観光振興について

今後の北海道観光振興は、本道発展の命運を握る取り組み と言っても過言ではありません。現在、北海道アウトドア活 動振興条例や北海道観光のくにづくり行動計画等、多くの関 連計画がありますが、コロナ禍によって思わぬ停滞を余儀な くされています。そんな中、来年『アドベンチャートラベル ・ワールドサミット』のリアル開催が正式に決定し、世界に 北海道の魅力を発信するまたとないチャンスとなるわけであ ります

本道の体験型観光の先駆的な自治体として「ニセコ」が-つのブランドとして確立されていますが、他の自治体が擁す る資源を世界に発信し、認知度を高め誘客につなげていく施 策の展開が重要と考えますが、どう取り組んでいくのか所見 を伺います。

(四) 建設産業の振興について

建設産業は、社会資本の整備や災害対策など、地域の安全・ 安心な生活の維持、確保に重要な役割を果たしています。 かし、就業者の高齢化と慢性的な担い手不足が続き、公共工 事の入札にも支障が出始めているなど、深刻な状況でありま す。現状をどのように認識しているのか伺います。

また、道では「北海道建設産業支援プラン」を策定し、担 い手の確保・育成に向けて取組を進めていると承知していま すが、建設業界が社会的な役割と責任を果たすために、技能 労働者の安定的な確保と処遇改善、建設現場における生産性 の向上を図ることが重要と考えますが、今後どのように取り 組んでいくのか知事の所見を伺います。

(五) 燃料価格高騰対策について

高値が続いているガソリンや灯油に関し、政府は元売りく っていますが、もはや焼け石の水の感はぬぐえません。

もガソリン税の低減を国に求めるなど、窮状にあえぐ道民を 救う取り組みをするべきと考えますが、知事の所見を伺いま

また、業種別の支援策や生活困窮者への支援も速やかに措 置するべきことを求めますが、知事の所見を伺います。

繰り返し要請し、柔軟に対応していただけると承知をしてお りますが、引き続き、ゼロゼロ融資等の返済を含め、積極的 な条件変更への対応を要請してまいります。

また、厳しい経営環境にある事業者の皆様に対し、伴走型の 経営相談や専門家派遣とともに、財務や経営内容の改善を図 る融資制度の利用促進による資金繰り支援はもとより、国の 事業復活支援金などの活用を促すほか、関係機関の方々とも 緊密に連携しながら、飲食店が新たに行うテイクアウト販売 など、新事業展開や販路開拓などを支援し、中小・小規模企 業の皆様の事業活動の継続と業績の回復につなげてまいりま す

(知事)

今後の観光振興についてでありますが、アドベンチャート ラベルは、一人当たりの消費額や地域への波及効果が高く、 世界の市場規模は欧米を中心に70兆円を超えるとされ、ウ イズコロナ、ポストコロナ時代において、本道の観光の主要 な柱の一つであり、来年再びサミットの北海道開催が正式に 決定したことは、本道の観光の強い追い風になるものと認識 しております。

道では、来年のサミットまでの時間を最大限活用し、本道の アドベンチャートラベルをリアルに体感し、感動していただ けるよう、昨年バーチャルで発信した内容をさらに一歩進め、 道内各地の恵まれた自然環境や、アイヌ文化・縄文遺跡群と いった魅力あるコンテンツを SDG s に掲げた各項目にも配慮 しながら、さらに磨き上げるとともに、市町村と連携した魅 力あるコースの設定や質の高いガイドの育成、さらには、PR 動画の作成や JNTO の海外事務所等と連携したプロモーション を展開し、誘客の促進につなげてまいります。

道では、地域の安全・安心に欠かせない建設産業の持続的 な発展に向け、「北海道建設産業支援プラン」に基づき、道 内建設業における、経営力の強化や就業環境の改善などが図 られるよう支援に取り組んできたところであり、近年、営業 利益率や従業員賃金などに一定の改善が見られるところであ ります。

しかしながら、建設産業を取り巻く環境は、就業者の高齢 |化や若年者の入職が進まないなど、厳しい状況が続いており、 人材の確保・育成や生産性向上などの課題があると認識をし ています。

道では、こうした課題に対応するため、週休2日の導入な どによる就業環境の改善や建設機械の自動制御などによる生 産性の向上、デジタル化や脱炭素化といった社会変革にも対 応した取組などへの支援を引き続き進めるとともに、来年度 期限を迎える現行プランの検証や課題の要因分析、さらには 関係団体の皆様からの意見を伺いながら、新たな支援プラン の策定に向け、検討を進めてまいります。

(知事)

次に、燃油価格高騰対策についてでありますが、道では、 約3円40銭程度の補助金を拠出し価格上昇の抑え込みを図 |燃油価格の高騰による本道の経済や暮らしへの影響緩和に向 け、昨年末、国や石油元売各社等へ要請を行うとともに、特別 交通・運輸事業者をはじめ一次産業など、ガソリンや灯油 相談窓口や制度融資などの事業者の皆様への支援や、生活困 を多く使用する事業者にとっては死活問題であり、一時的で | 窮世帯を支援する市町村の「福祉灯油事業」への交付基準額 を1. 5倍に引き上げるといった消費者対策を新たに講じて まいりました。

> 一方、直近の燃油価格は、更に上昇傾向にあることから、 先月、庁内連絡会議による業界団体等の皆様からヒアリング を改めて行い、その結果を共有するとともに、先週、国に対 し、厳しさが増している業界団体の皆様の声とともに、道民 生活や産業活動への影響緩和などに向けた、さらなる対策の 強化について要請を行ったところであります。

今後とも、燃油価格の動向等の把握に努めながら、必要に

七 エネルギー政策について

高レベル放射性廃棄物最終処分場選定、これに向けた第一 段階である文献調査は、今年の11月に終了の目途とされる丸 2年を迎えます。概要調査に移行する際には「北海道におけ る特定放射性廃棄物に関する条例」、これを遵守すべきであ りますが、改めて知事の所見を伺います。また、道としても 「道民の理解が十分に進んでいるとは言えないことや不安な 声がある」と認識していることから、地元2自治体に限らず 道民全体の意思決定に向けた学習・議論の場を設けることが 急務と考えますが、知事の所見を伺います。

八 防災・減災対策について (一) 日本海溝・千島海溝巨大地震について

政府は昨年 12 月 21 日、日本海溝・千島海溝沿いで、マグ など太平洋沿岸で最大 19 万 9,000 人、道内で 13 万 7,000 人 が死亡すると被害想定を発表しました。

国が示した被害想定は「被害の全体像を示し、国や都道府 県が広域的な対策を立てることに活用するため」との理由で、 市町村ごとに区切った想定は出されていません。しかし、岸 田首相は一方で、対策を進める自治体を支援する財源につい て「法改正してでも用意する」と述べています。そこで、道 は沿岸部の自治体ごとに死者数などの詳細な被害想定を独自 にまとめ、防災対策と併せて公表する考えを打ち出しました が、当該の各自治体は一刻も早く対策を講じることを望んで いるはずであります。今後、各自治体への支援など、どのよ うに取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

(二) 雪害対策について

2月7日、札幌を中心に記録的な大雪に見舞われました。 これによって、JRは札幌駅発着便が二日にわたって完全 運休し、道路網も大雪によって大きな交通障害を引き起こし ました。完全な通常運転に戻ったのは1週間後の14日であり ました。こうした状況に対し、自衛隊の出動要請を、という 声も聞こえたところであります。

しかし、札幌市長は、「人命にかかわる状況ではない」と して、自衛隊や北海道と協議していると述べるにとどまりま した。はたして本当に人命にかかわる状況でなかったのでし ようか。全道的に新型コロナ感染症患者及び濃厚接触者が急 増し、あらゆる職場で出勤者が確保できていない中で、さら に雪害による交通障害で出勤できない状況、これは、人命に かかわらないのでしょうか。職場が病院だとしたら、人命に かかわっているのではないか。

また、交通障害で在宅医療を受けられないこと、これは人 命にかかわるのではないでしょうか。知事として、今回の雪 害に対する認識を伺うとともに、道の対応についての見解を 伺います。

また、道路の除排雪についても遅々としてなかなか進まず 優先順位について、バス路線、幹線道路から行われ、生活道 路については後回しとされました。しかし、この生活道路の 後回しは、子どもたちの通学路の安全確保とは全く逆行する ものであります。こうした状況に対し、知事並びに教育長の 見解を伺うとともに、今後の対応について伺います。

応じ、 より一層の対策を国に要請するなど、庁内関係部局や 関係団体と連携を密にしながら、事業者の方々や道民の皆様 への影響が少しでも和らぐよう適切に対応してまいります。

(知事)

特定放射性廃棄物の最終処分についてでありますが、私と しては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする 場合には、道の条例制定の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意 見を述べる考えであり、その考えは変わっておりません。

また、エネルギー政策に責任を持つ国に対し、引き続き 最終処分のあり方について、国民の皆様に十分な情報提供を 行い、理解を得ていくよう求めるほか、

道としても、条例の趣旨や道の考え方などについて、

さまざまな機会を捉え、ていねいな情報発信に努めるととも に、意見の表明に当たっては、道議会でのご議論はもとより、 こうした取組を通じて把握した道内市町村や道民の皆様のご 意見も踏まえ、適切に対応してまいります。

(知事)

巨大地震への対策についてでありますが、国による日本海 ニチュード9クラスの巨大地震が起きた場合、東北や北海道 |溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定では、本道における 人的及び建物等の被害について、大変厳しい結果が示されて おり、最大クラスの地震・津波に対する対策は極めて重要で あります。

> また、今回の公表結果では、防災対策の徹底により、被害 を大幅に減らすことができることも示されており、道では現 在、地域における検討を促進するため、市町村ごとの被害想 定の策定作業を進めております。

> 道としては、国や市町村と連携・協力し、6月中を目処に 被害想定の策定を目指すとともに、今後の国の検討状況を注 視しながら、太平洋沿岸の減災目標を年内を目処に策定する など、市町村や防災関係機関の皆様と一丸となって防災・減 災対策の充実強化に取り組んでまいります。

雪害対策についてでありますが、先月、記録的な大雪によ り、札幌圏では、大規模な交通障害が発生し、全道にも大き な影響が及んだことを重く受け止めております。

自衛隊災害派遣は、人命の救出救助が必要となるなど緊急 の場合で、他に手段がないと認められる場合に自衛隊法に基 づき要請をしており、道では、随時、札幌市にこうした状況 の有無を確認いたしましたが、結果として要請はなく、また、 JRにも線路の除雪作業への支援を打診をいたしましたが、 安全管理上、自社等で対応する必要があるとのことでありま した

道としては、国や関係機関とで構成する北海道雪害対策連 絡部において、道民の皆様への情報発信を強化するとともに、 今後こうした事態の発生に備え、大規模災害時には地域全体 で対応できるよう、今回の一連の対応を検証し、初動体制や 機動的な対応などに係る対応策について検討する考えであり

なお、市町村道のうち、いわゆる生活道路については、 の度のような大雪に見舞われた際、除排雪までに時間を要す る場合もあることから、道では、今般の豪雪時においても、 道管理河川敷地の雪捨て場の利用拡大や車両の貸し付けな ど、除排雪作業の支援を行ったところであり、今後とも、市 町村の除排雪体制について情報共有を行い、必要な支援を行 うなど、適切な連携を進めてまいります。

(教育長)

冬の期間の通学路の安全確保についてでありますが、児童 生徒が安心して学校生活を送るためには、登下校時の通学路 での事故防止を図る必要があり、特に冬の期間において、積

や除排雪の状況など、通常の道路環境が大きく変化すること も想定されることから、学校・教育委員会と、家庭、地域、 警察等の関係機関が連携をして安全確保に努めるとともに、 状況によっては休業措置や登下校時間の調整などを行うこと が重要であります。

各市町村教育委員会においては、学校やPTA、道路管理 者、警察等と一体となって、冬の期間での積雪時の危険箇所 なども含めた合同点検を実施してきており、今後、道教委と いたしましては、冬の期間での雪害などへの対応を含め、通 学路交通安全プログラムに基づいた取組が、確実に進められ るよう、道教委と道路管理者等との連絡会議を通じて、市町 村教育委員会に指導助言するなど、冬の期間の通学路の安全 対策を徹底をし、児童生徒の命を守る取組を進めてまいりま

九 交通政策について

-) J R維持存続について

1月28日には、JR北海道や沿線自治体、道で構成する 根室本線対策協議会において、年間約11億円の維持管理費 止方針が決定されました。

これまで知事は「本道の持続的な鉄道網の確立に向けて積 極的に取り組む」と議会答弁していますが、その威勢とは真 逆の結果に突き進む現状を知事は一体どのように受け止めて いるのでしょうか。

鉄道の維持には膨大な経費負担がかかることは最初から分 かっていたにも関わらず、全てを沿線自治体とJR北海道に 押し付けた知事の無責任な姿勢は決して容認できません。

このままでは、採算性のない地方路線は次々と廃止に追い 込まれてしまい、地域の衰退に拍車がかかるのは目に見えて います。今後、知事が自ら発言した持続的な鉄道網の確立に どのように取組まれるのか知事の見解を伺います。

(二) 国における地域モビリティの刷新に関する検討会につ いて

また、国交省では、公共交通のあり方の方向性をまとめる ため、有識者検討会を立ち上げたと承知しております。議論 の論点には、鉄道事業者と地方自治体の役割や責務、他のモ ードへの転換等も含まれており、新たなルール・基本づくり が一方的に進められているのではないかと危惧しています 現在、JR北海道の単独では維持困難線区について、地域と 協議が進められているわけですけれども、今回の、こ この検討 会との関わりはどうなっているのか、お伺いをいたします。

併せて、検討会にはオブザーバーとして、全国知事会の代 表が参加していますが、北海道の知事として、地域の実情や 考え方を強く訴えていく必要があると考えますが、どう意見|路線の維持・活性化や経営自立に向けた取組が進められてい 反映していくのか伺います。

(知事)

JR北海道の路線の維持などについてでありますが、本道 の持続的な鉄道網の確立に向けて、道ではこれまで、関係者 の負担金が問題となり、JR根室線「富良野〜新得間」の廃│が一体となって、利用促進に取り組むほか、地域の実情など を踏まえ、将来を見据えた公共交通ネットワークのあり方に ついて、沿線自治体の皆様と議論を重ねてきております。

> こうした中、根室線の富良野・新得間においては、関係す る自治体の皆様とともに、観光ルートや災害時の代替ルート としての活用可能性など、様々な観点から真摯に議論を積み 重ねてきた

> 結果、鉄路存続を断念し、新たな交通体系を構築することが 合意されたものと受け止めております。

> 道としては、引き続き、本道の持続的な鉄道網の確立とJ Rの経営自立に向けては、JRの徹底した経営努力を前提に 中心的な役割を担う国の実効ある支援とともに、地域として も可能な限りの協力や支援が必要との認識のもと、JRや地 域関係者の皆様との連携を一層強化し、鉄道の利用促進の取 組が着実な成果を挙げられるよう取り組んでまいります。

> また、JRに対しては、様々な機会を捉え、国や道などの 支援を有効に活用しながら、路線の維持や活性化に向けて、 全力で取り組むよう求めてまいります。

(浦本副知事)

国の検討会についてでありますが、国におきましては、人 口減少などによる鉄道利用者の大幅な減少に加え、新型コロ ナウイルス感染症の拡大により、大手、中小を問わず鉄道事 業者の経営が大変厳しい状況にあることを背景に、事業者と 沿線地域が危機認識を共有し、相互に協力しながら、利便性 と持続性の高い地域公共交通を再構築していくための具体的 な方策について、検討することを目的に、この検討会を設置 したと承知しております。

この検討会では、今後、全国各地のローカル線のあり方に 関する議論が行われるものと考えておりますが、JR北海道 につきましては、既に国から発せられた監督命令に基づき、 ることに加え、昨年春に改正されました債務等処理法などに 基づき、国からの支援策が講じられているところでございま

このため、道といたしましては、引き続き、本道の持続的 な鉄道網の確立とJRの経営自立に向けましては、JRの徹 底した経営努力を前提といたしまして、中心的な役割を担う 国の実効ある支援とともに、地域としても可能な限りの協力 ・支援が必要であるとの認識のもと、関係者間の連携を一層 強化し、利用促進に取り組むとともに、国の検討会の動向を 注視しながら、議論の進展に応じ、必要な対応を図ってまい ります。

答

(三)鉄道の除排雪対策について

札幌市など石狩地方を中心とする記録的な大雪の影響で、 JRは2月6日から2月14日まで、約3,500本の列車 が運休となり、50万人以上の足に影響が生じました。JR 北海道は、札幌圏に鉄道除雪車両を9台有するものの、高架 に停留した雪や列車周りの除雪は人海戦術しかなく、多くの 課題を残す結果となりました。

現在、札幌冬季オリパラの招致に取り組もうとしている札 幌市での出来事として、国際的にも決して良い印象にはなり ません。また、道内全域で起こり得る課題でもあることから、 JR北海道に全責任を押し付けるのではなく、道として、安 全・安心な移動手段の確保に向けて、必要な対策を講じるべ きだと考えますが、知事の所見を伺います。

十 第1次産業の振興について

-)農業政策について

実効ある農業政策について

RCEP (アールセップ) をはじめ国際貿易協定が次々と 発効されましたが、これまで生産者の地道な努力に支えられ てきた本道農業は、現在、自由化競争の脅威に晒されている ところであります。そこへコロナ禍が追い打ちをかけ、さら の価格低迷等が農家を苦しめています。

このままでは、農業経営は逼迫するばかりか担い手不足に 追討ちをかけられることになるのは明らかであり、非常に危 険な状態といっても過言ではありません。本道の農業を持続 的に営農できるよう、生産基盤強化はもとより、価格安定 化、消費喚起等の複合的な対策が喫緊の課題であります。 知事としてどう対応されるのか具体策についてお伺いしま す。

2 米の需給調整について

農林水産省は、「水田活用の直接支払交付金」について、 今後5年間で一度も水張りを行わない農地を交付対象から 除外するなど給付条件を厳格化する方針を表明しました。

これによって、生産意欲の低下や経営収支の悪化による離 農者の増加、さらに自給飼料の作付面積の減少、土地評価の 低下などなど、様々な問題が起こり得ると考えています。

この度の制度の厳格化によって本道全体で一体どれくら いの影響額となるのか、明らかにして頂くとともに、2月1 5日に公表された各地の地域農業再生協議会のアンケート への回答について、新条件の期間延長や例外規定の新設、さ らに除外水田の復活、制度の柔軟な運用などの要望に対し て、知事はどのように対応されるのか伺います。

3 新規就農及び継承支援について

農林水産省は、新規就農における就農前の研修や就農後の 経営を支援する「農業次世代人材投資事業」を見直し、これ まで最大 690 万円だったものから最大 1,000 万円まで支援す る制度を新年度から適用させるとしています。

しかし、支援期間の途中で営農を断念すると支援は打ち切 られることになり、新規就農者が安心して活用できる支援制 度とは言えません。

また、令和3年度から措置された「経営継承・発展等支援 事業」は、農業後継者に一定条件で取組む支援として

(知事)

雪害への対応についてでありますが、先月5日から6日にかけ て、記録的な大雪により、札幌圏を中心としたJR北海道の運休が長 期間に渡ったことに対し、JRにおいては、国からの検証指示に 従い、今回の事態を多方面から検証し、課題を抽出するとと もに、改善策を取りまとめ、国に報告することとしておりま

こうした内容も踏まえながら、道としては、災害級の大雪に 対する業務継続や除雪体制のあり方などに関し、国や札幌市、 交通事業者など関係機関と連携して、冬の北海道のイメージ への影響や一連の雪害で明らかとなった課題を幅広く抽出 し、検証を行い、5月中旬を目途に今後の対応策を取りまとめ、降 雪期前に大規模イベントや観光客への対応も含めた訓練を実施する などして、冬期においても社会経済活動の維持が図られるよう、雪害 対策をより一層充実強化してまいります。

(知事)

農業や農村の振興についてでありますが、国際貿易協定の 発効による経済のグローバル化が進展する中、新型コロナウ イルス感染症の影響による米や砂糖、牛乳乳製品をはじめと した農産物の需給の不均衡に加え、肥料や燃油などの資材価 に燃料価格や輸入原料価格の高騰、コメの消費減、農畜産物 | 格が高騰しており、我が国最大の食料供給地域である本道の 農業や農村が、今後とも、持続的に発展していくためには、 生産力と競争力を高め、国内外の需要を確保しながら生産を 進めていくことが重要であると認識しております。

> このため、道では、生産基盤整備や資材価格の高騰対策、 経営所得安定対策などに必要な予算の確保を国に求めるとと もに、 「第6期北海道農業・農村振興推進計画」に基づき 新品種や新技術の開発やスマート農業の導入加速化による生 産性向上、多様な担い手の育成や確保、消費者や実需者の方 々のニーズに対応した食料の安定生産、さらには、ポストコ ロナを見据えた道産農産物の消費や輸出拡大による需要の創 出などを総合的に展開することにより、多様な担い手と人材 が輝く力強い農業や農村を確立してまいります。

水田活用直接支払交付金についてでありますが、今回国の 制度見直しは、生産者の方々への交付金の減少にとどまらず、 地域の農業に様々な影響を与えることから、農業者の方々か らは不安の声が上がっていると承知をしており、道では、関 係機関や団体の皆様で構成する連絡会議を立ち上げ、地域が 抱える課題の把握や、その対応策について、オール北海道で 検討を進めております。

見直しによる影響額については、地域における今後の水稲 や転換作物の作付意向などによって大きく異なることから 概には把握できておりませんが、国は、今後5年間で現場 の課題を検証しながら見直しを進めることとしていることか ら、道では、連絡会議における検討を踏まえ、本道の実情に 即した制度の運用や必要な予算の確保を国に求めるなど、本 道の水田農業の持続的な発展と経営の安定に取り組んでまい ります。

(知事)

新規就農者対策についてでありますが、この度、国が措置 した新規就農者対策のうち、就農前の研修資金や就農後の経 営開始資金については、これまでどおり全額を国費で措置す るとされたところであり、これは、本道が行った要請も踏ま え、対応されたものと認識をしております。

また、新たに措置された、新規就農者施設や機械整備に対 する支援については、新規参入者だけではなく、親元就農者 も対象となることから、私としては、今議会に必要な予算を 提案の上、効果的な活用に努めていくこととしておりますが、

100万円を上限に国と市町村がそれぞれ2分の1を負担する補助制度でありますが、財政基盤が弱い自治体など地域によって差がでることや、地方交付税措置の確証もないことなど、多くの問題を抱えていると言わざるを得ません。知事はこの見直しを一体どのように認識しているのか、また地域間で差がつかないよう全額国費で賄う支援制度であるべきと考えますが、国への要請も含め知事の所見を伺います。

(二) 林業・木材産業の振興について

コロナ禍におけるウッドショックで、国産材の需要が高まった一方、道内の基盤整備が整っていない現状も明らかとなった。改めて現状と課題を整理するとともに、人材の育成・確保、持続可能な林業・木材産業の基盤整備に向け、「北海道森林づくり基本計画の見直し」を踏まえた、より具体的な取組を進めることが求められている。

特に、今年は北の森づくり専門学院の最初の卒業生が、道 内企業・団体・自治体に就職し、そこでの活躍が期待されて いる中、道が率先して魅力ある林業・木材産業化に取り組む とともに、林業労働者が森林づくりに誇りをもって働き続け られるよう、森林整備事業等に必要な予算を十分に確保した 上で、具体的な施策を展開すべきと考えるが、知事の所見を 伺う。

(三) 「北海道水産業・漁村振興推進計画」について

「北海道水産業・漁村振興推進計画」は令和5年度から新たに策定されると承知している。

北海道における漁業生産の急激な減少、これに加え、漁業者の減少や高齢化などの諸課題の解消に向け様々な取組を推進計画の中で示しているが、サケ、イカなどの更なる減少が進んでいる。

また、昨年発生した「赤潮」の被害額は82億円に及んでおり、漁業関係者のみならず多くの道民や国民の皆さんの間に不安が生じている。道はこの間、発生原因の究明とモニタリング調査等を実施してきている。原因究明は重要な取組であることは理解するが、金銭的な救済措置など、漁業従事者に不安を生じさせないような施策を示すことが重要である。

さらに道南ではサーモン養殖事業が、すでにスタートしていると承知をしているが、地球規模での気候変動の影響から 今後も漁獲量の増加は見込めないことが想定される中、道と しても養殖漁業への支援策が極めて重要となる。

次期推進計画の策定に向けては、これら諸課題の解決を目指す内容とすべきと考えるが知事の所見を伺う。

十一 人権等施策について

(一) 北海道人権施策推進基本方針について

人権施策について、昨年の第4回定例会では「年内を目途 に各部局において計画等への反映状況の点検作業を行っている」との答弁がありました。

目的は、単に計画等へ反映させるだけではなく、いかに当事者の立場に立った施策の展開が急務であります。新年度における施策や事業について伺うとともに、推進本部長である知事自身のこれまでの取組の評価と、今後の進め方について伺います。人権施策を推進する立場の環境生活部の取り組みは、従来から啓発活動以外に見当たりません。

所管部として取り組みを積極的に進めるべきと考えますが、何をどう取り組むのか伺います。

こうした地方負担が生じる対策は、自治体の財政力によって 差が出ることが懸念されることから、全額国費で措置するよ う、国に求めてまいります。

(知事)

道では、林業・木材産業の振興に向けて、森林づくり基本計画に基づき施策を推進しているところでありますが、ウッドショックに対応した道産木材の安定供給はもとより、人材の育成と確保をはじめ、森林づくりを支える基盤を強化することが必要であると考えております。

このため、道としては、国に対し、関連予算の確保を働きかけながら、新たな基本計画に基づき、伐採や植林、路網といった森林の効率的な整備と併せ、CLTや集成材など付加価値を高めた加工施設の整備を推進し、森林資源の循環利用の確立に取り組んでまいります。

また、就業環境の改善や労働安全の確保はもとより、北森 カレッジにおける専門人材の育成を進めるほか、農業、水産 業と連携した就業フェアの開催を通じ、スマート林業を展開 する本道の林業の魅力をアピールし、道内外から人材を呼び 込むなど、本道の林業・木材産業が持続的に発展できるよう 取り組んでまいります。

(知事)

次期水産業・漁村振興推進計画についてでありますが、本道では近年、主要魚種の生産量が減少傾向にある中、昨年、太平洋沿岸で赤潮が発生し、漁業経営にも深刻な影響が生じていることから、道では、国の事業を活用し、漁場環境の回復に向けた漁業者の活動を支援するとともに、実質無利子の制度資金や、漁業共済制度の活用を促進しているところであります。

また、安定した漁業生産を確保するためには、栽培漁業を一層推進することが必要と考えており、秋サケやホタテガイの増養殖に加え、昨年から、市場価値が高く本道の海域特性に適したサクラマス養殖の実証試験を実施しているところであり、今後、令和5年度からの次期推進計画の策定にあたって、こうした取組の充実・強化に向け検討を進め、本道水産業の諸課題に着実かつ的確に対応してまいります。

(知事)

人権施策についてでありますが、人権施策推進基本方針の 改定を踏まえ、改めて、男女平等参画基本計画や犯罪被害者 等支援基本計画をはじめ庁内各分野の計画等への反映状況を 確認したところであり、北海道総合計画に多様性尊重の視点 を追加したほか、この度改定を予定している林業労働力の確 保に関する計画に、新たに女性の活躍や障がい者の方の就業 促進を盛り込むなどの見直しに努めたところであります。

また、新年度においては、積極的に人権に配慮した取組を 行っている企業を募集・登録し、紹介するなど当該企業の社 会的価値の見える化に努めるほか、インターネット上での人 権侵害への対応やネットリテラシーに関する啓発等の取組を 強化してまいります。

今後とも、基本方針の考え方に沿って、庁内各部局において、各々の施策を取り巻く状況に応じ、可能なものから鋭意取組に反映させるとともに、施策の推進状況について、毎年

(二) パートナーシップ制度について

Þでもパートナーシップ制度について、再三にわたって導 入を求めてきました。これは道として、理解促進を図る取組 を進めてきましたが、人権施策の推進に理解のある事業者等 に道の発注工事や指定管理者選定に一定のインセンティブを 与えるなどして、加速化させることも必要と考えますが所見 を伺います。

また、道内では札幌市に次いで江別市が導入を決定し、函 館市や帯広市、苫小牧市なども検討を始めていると仄聞して いますが、導入や検討に至る社会情勢に対応したこれらの動 きに対する知事の認識を伺います。併せて、道内市町村に遅 れることなく、今こそ、道が率先して制度の導入を推し進め るよう、知事の強いリーダーシップを求めますが、所見を伺 います。

十二 環境政策について

(一) 脱炭素社会の推進について

北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて、当初、 道は2030年までに35%としていた削減目標を、国の動きに合 わせて 48%に見直しの検討を進めていると承知しています。

再エネ導入や事業者や道民など削減活動促進等の施策に係 る「目標数値」を追加記載するとのことですが、その根拠と 分野別の具体的な「数値目標」や森林吸収源における具体的 な「数値目標」を提示すべきと考えます。併せて、海洋にお ける海藻などで吸収・固定されるCO2ブルーカーボンの取 組も推進すべきと考えますが知事の所見を伺います。

(二) 野生鳥獣対策について

第2期北海道ヒグマ管理計画案での予算案に人材育成や 緊急時対応強化などのヒグマ対策推進費が計上されていま す。ゾーニングや電気柵の設置などヒトの生活圏に近づかな いようにすることや、市街地等に出没した場合に駆除できる 図るとともに、ドローンなど ICT を活用した侵入経路の特定 場所への誘導経路の作成や発砲に関する判断などの対策が 必要と考えますが、第2期ではどのような対策を行っていく のか伺います。

また、将来的にヒグマのみならずエゾシカ等地域における 総合的な推進を行う野生鳥獣対策連絡協議会への移行とあ りますが、対象となる種を広げるだけではなく相互関係や 植物をはじめ他の生物の動態など生態系全体から考えてい くことも必要と考えます。

今後の野生鳥獣対策にどのように取り組むのか伺いま す。

点検を行いながら、人権が尊重される社会の実現に向けて全 庁一体となって取り組んでまいります。

(知事)

パートナーシップ制度についてでありますが、道としては、 特定の施策を推進する観点から、これまでも、さまざまな手 法を講じてきており、契約相手方の選考に取組実績等を考慮 することもその手法の一つと認識をしております。

なお、そうした手法を用いる場合にあっても、公正性や経 済性、適正履行といった原則や、法令に抵触しないか、契約 目的に支障が生じないかなど、慎重にその是非を検討しなが ら個別に決定をすることが必要と考えております。

また、パートナーシップ制度は、住民の皆様に最も身近で あり、住民登録などの事務を担う市町村を中心に、導入され てきたものと承知をしており、道内の市町村においても、各 地域における制度への理解や必要性などその実情に応じて検 討が進められていくことが望ましいものと考えております。

道としては、この制度を導入、あるいは検討する背景にあ る、性の多様性についてより多くの方々に理解を深めていた だくことが、優先して取り組むべき政策課題と考えているこ とから、現時点では検討は進めておりませんが、この問題は 社会情勢等の変化を踏まえて検討する必要があると考えてお り、引き続き、道内外の制度の運用状況の把握と市町村との 情報共有に努めるとともに、当事者の方々に寄り添った暮ら しやすい環境づくりは大切であることから、様々な手法を活 用して、人権教育や啓発などに取り組んでまいります。

(知事)

地球温暖化対策推進計画についてでありますが、今回の改 定案では、2030年度に 2013年度比 48%削減を目指すことと した中期目標のほか、「取組の補助指標」として、並行して 改定の検討を進める「省エネ・新エネ促進行動計画」や「森 林吸収源対策推進計画」などに基づき、「新エネの種別ごと の導入量」や「植林面積」などの数値目標を設定したところ であります。

また、道民の皆様や事業者の方々が取組を身近に感じられ るよう「一世帯あたり」の排出量や、産業、家庭、運輸など 部門別の削減目標なども設定しており、これらを活用して施 策の進捗状況を点検・評価しながら、計画の着実な推進を図 ってまいります。

さらに、吸収源として大きなポテンシャルが期待されるブ ルーカーボンについて、その活用の検討や漁業者による藻場 や干潟の保全活動への支援など、本道の強みを活かした取組 により、ゼロカーボンの実現を目指してまいります。

(知事)

野生鳥獣対策についてでありますが、近年、市街地への出 没や人身事故の多発などを踏まえ、更なるヒグマ対策の強化 が重要であることから、新年度において、組織体制の充実を や把握に加え、振興局を中心として、市町村、猟友会、警察 など関係機関における情報と意識の共有を図り、出没時の対 応に係る実地訓練や対策を効果的に進めるための「地域事業 実施計画」を策定するほか、市街地対策の充実を国に働きか けるなどして地域の対応力の強化に取り組んでまいります。

また、道では、各地域の課題に応じて、エゾシカやヒグマ など、それぞれ必要な対策を行っておりますが、専門的な技 術を有する捕獲従事者の方々の減少や他の生物への影響など について、将来的には、関係者の皆様がより横断的に連携し た対応を行う総合的な野生鳥獣管理を目指す必要があると考 えており、こうした課題の解決に向け、生態系保全の視点を 踏まえつつ、効率的な捕獲体制の構築や人材育成など様々な 対策に取り組んでまいります。

2030 北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季 競技大会について

2030 北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技 大会については、知事公約でもあり、招致に向けては道民理 解が不可欠であります。道としては、札幌市とこれまでどの ような協議を行い、支援をどう行っていくのか明らかにし、 説明する責任があると考えますが所見を伺うとともに、今後 の取り組みについて伺います。

また、札幌市が作成した大会概要(案)では、「既存施設 を最大限活用し、大会のためだけの新たな施設は設けない計 まれています。改修費などについての負担をどのように考え ているのか伺います。併せて、オリンピック活用は別として も、建設後52年を経過し老朽化している真駒内競技場は、今 後どのようにしようと考えているのか伺います。

十四 北方領土問題について

(一) 北方領土返還要求運動に対する取組姿勢について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、北方領土問題に 関わる取組は昨年に続き北方四島交流等事業の見送りや啓発 活動の中止、事業規模の縮小など、大きく後退していると言 わざるを得ません。

このままでは、早期返還を切望する元島民の皆さんをはじ め多くの国民・道民の皆さんの期待に応えることは極めて困 難であります。

また、2月23日にロシアのプーチン大統領がウクライナ 東部で親ロシア派が支配する独立を承認し、翌24日にはウ クライナへの全面侵攻を開始したとのことで、ロシアと欧米 の更なる対立が深まり、北方領土交渉への困難さが増すこと が懸念されています。

道はこの間、国に対して、電子署名の取組などを提案して いますが、コロナ禍での困難な状況に加えロシアによるウク ライナ侵攻という極めて困難な社会情勢の中、基本的にどの ような姿勢で北方領土返還要求運動に取り組んで行くのか、 知事の所見を伺います。

(二) 北方四島交流等事業の早期再開について

また、コロナ禍により今年度も北方四島交流等事業の実施 は見送られました。ウクライナ情勢は別として、今後もコロ ナ禍と共存していかなくてはならない事が想定される中、道 として新年度以降、北方四島の交流等事業再開に向けて具体 的にどのように取り組んで進めていくのか知事の所見を伺い ます。

答 弁

(知事)

2030 年冬季オリンピック・パラリンピックについてであり ますが、招致にあたっては、まずは、札幌市民の皆様の理解 と支持を得ることが大変重要であり、その上で、会場候補と なっている倶知安町・ニセコ町や帯広市をはじめとした道民 の皆様へと理解を広げていくことが必要と認識をしていま

このため、道としては、市との協議を行いながら、機運醸 成に取り組むこととし、振興局でのパネル展や市町村へのポ スター配布などを実施してきたところであり、

画とする。」とされており、真駒内の道有施設の活用が見込 | 引き続き、道民の皆様の理解促進や道内関係自治体との調整 に努めるとともに、開催が決定した場合には、その後に検討 が見込まれる道有施設の具体的な活用方法に関し、市と情報

共有を図りながら協力してまいります。 道立真駒内公園の競技場については、平成26年に策定した 「道立公園施設長寿命化計画」に基づき、今後も引き続き所 要の点検や健全度の評価を実施したうえで、維持管理や補修 などを行い、子ども達をはじめとする幅広い世代の皆様がス ポーツを「する」楽しさや、「みる」喜びを共有できる施設 として、利活用が図られるよう努めてまいります。

(知事)

北方領土返還要求運動の取組についてでありますが、新型 コロナウイルス感染症の影響により、令和2年以降、事業の 縮小などが余儀なくされており、また、ウクライナ情勢の影 響が懸念される中にあっても、元島民の方々や道民の皆さま の返還への願いを支える啓発活動や、返還要求運動を担う若 い世代の人材育成などの取組は、喫緊の課題であると強く認 識しております。

このため、道では今年度、新たに道独自の啓発活動として デジタルサイネージやAR等を活用した情報発信ブースを札 幌市内に設置をしたほか、ユーチューブチャンネルの開設や 動画コンテストの実施など、コロナ禍においても幅広い世代 の皆さまの関心を高められるようICTを駆使した取組も進 めているところであります。

政府は、ロシアによる侵略に対し厳しく非難しており、私 としても断じて容認できないものと考えておりますが、こう した中にあっても、今後とも国や関係団体と連携し、北方四 島の一日も早い返還に向け、ICTをはじめ、効果的な手法 を活用しながら、道内外の世論喚起や機運醸成につながる幅 広い啓発活動に、引き続き積極的に取り組んでまいります。

(知事)

北方四島との交流等事業の再開についてでありますが、新 型コロナウイルス感染症の影響により、交流等事業の実施が 2年続けて見送られたことから、昨年11月に政府主催の全 国都道府県知事会議において、私から、直接、林外務大臣へ 事業再開を要請し、さらに、今年1月には、林大臣と西銘北 方対策担当大臣に対し、道が実施団体の皆さまと連携し策定 した感染症安全対策マニュアルを提出するとともに、日露双 方の感染症対策に関する協議の場を設けることや、事業の可 能な限り早期の再開に向け、外交ルートを通じた協議の継続、 墓地の修繕などを強く求めたところでございます。

今後、道では、ウクライナ情勢を注視しつつ、国や実施団 体の皆さまとの連携の下、現地根室港で四島交流専用船「え とぴりか」を用いた感染安全対策検証作業を実施するほか、 現下の状況では国際社会との連携の下、政府として、ロシア への厳しい非難を示す行動が重要であるため、情勢が改善し しだい、四島側の感染症対策も確認するなどして、コロナ禍 においても参加者の皆さまの安心・安全が確保され、事業が 再開できるよう、準備を進めてまいります。

十五 教育課題について

(一) 「教員の欠員」解消について

慢性的な「教員の欠員」の解消、また良質な教員の確保は 喫緊の課題であります。対処療法では限界があり、他業界と の人材争奪戦を繰り広げている状況を踏まえれば、多様な主 体が知恵を出し課題解決を図る場が必要と考えますが、これ までの道の取組をどう総括し、新年度の取組に反映しようと するのか、知事並びに教育長の所見を伺います。

(二) 教員の働き方改革について

「教員の欠員」解消に関して、文科大臣は「働き方改革が一番の改善の優先施策である」と述べています。しかしながら、北海道の「働き方改革」は遅々として進んでいません。学校における働き方改革の取り組みを支援する「教職員テレワーク」を、北海道が全国に先駆けて導入することで、「教員の欠員」の解消の一助になると考えますが、所見を伺います。

(知事)

教員の確保についてでありますが、教員の欠員は学校現場において1人当たりの業務負担が増し、長時間勤務の増加や子どもと向き合う時間の減少につながるなど、健全な学校運営に影響を及ぼすものと考えており、その解消は喫緊の課題であります。

道教委においては、これまでも欠員の解消に向けて、 ハローワークやホームページ、就職情報誌による教員 の募 集、60 歳以上の方も代替教員として任用できる取扱い、教員 養成大学における地域での教育実習の促進など、各種の取組 を進めてきたところであり、道としても、広報媒体を活用し た周知を行ってきたところでございます。

私としては、将来を担う子どもたちの可能性を引き出す本 道教育の充実に向け、より多くの方々に教員を志望してもら えるよう、道教委と連携し、働き方改革による勤務環境の改 善を着実に推進するとともに、北海道で教員として働くこと の魅力や、やりがいを発信するなど、様々な主体の御意見も 踏まえながら、意欲ある優秀な人材を確保し、欠員の解消に 努めてまいります。

(教育長)

教員の確保についてでありますが、優秀な教員の確保は、学校教育の質の維持・向上を図る上で大変に重要であります。道教委では教員採用選考検査の一次検査における東京会場の設置など、より多くの方が受検しやすい環境の整備に努めるとともに、中長期的な教員志望者の増加に向けた取組を進めておりますが、受検倍率の向上や欠員の解消には至っておらず、なお一層の取組が必要であります。こうした状況を踏まえまして、来年度は、西日本の方々が受検しやすいよう、新たに関西圏に受検会場を設置をするとともに、正規教員を退職した者を対象とした特別選考を実施するほか、一部の受検区分で実技検査を廃止するなど、受検者の更なる負担軽減を図ることとしております。

道教委といたしましては、教職が持つ本来の魅力を多くの 方々に改めて気づいていただけるよう、全道すべての学校に おいて、働き方改革の取組を加速させ、その成果を広く発信を するとともに、高校、大学関係者、市町村教育委員会等と連携 したインターンシップや実習の機会の確保、多様な広報や高 校生セミナーの充実に努めるなど、優秀な教員の確保と欠員 の解消に向け、様々な分野の方々から御意見を伺いながら、 全庁一丸となって取り組んでまいります。

(教育長)

教職員の在宅勤務についてでありますが、道教委では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、道立学校職員の在宅勤務を実施をするとともに、道内の各市町村教育委員会にも情報提供を行い、同様の取扱いを促してきたところであります。

テレワークやICTを活用した在宅勤務は、人材の確保や多様な働き方の推進に効果があるものと考えておりますが、恒常的な制度とするためには、授業は一部の例外を除き、教職員が教室等で児童生徒と対面で行わなければならないことや、職務専念義務を免除して行う「校外研修」との違いをといて、他都府県の取組に関する情報収集や研究を行うとともに、国に対して整理・検討するよう要望しているところであり、引き続き、教職員にふさわしいテレワークや在宅勤務の在り方について、校長会や現場の教職員などに意見を聴き、対象業務や効果などを幅広い視点から検討してまいります。

質

問

答 弁

(三) ヤングケアラーについて

1 「配置型」スクールソーシャルワーカーの任用につい て

ヤングケアラーに必要な支援は、「ヤングケアラーの早期発見と相談支援」です。道は、今定例会に「ヤングケアラーに係る教育支援体制構築費」を予算計上し相談支援を強化していますが、「派遣型」のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーではヤングケアラーのニーズに応えられません。一番必要なのは、ヤングケアラーが直接相談できる形なのであります。そのためには、「派遣型」ではなく「配置型」のスクールソーシャルワーカーを任用すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

2 小学生への相談体制強化、学校・自治体への支援について

今回の調査で中学2年生の約85パーセント、全日制高校2年生の約40パーセント、定時制高校2年生の約50パーセントが小学校段階からケアを始めています。

この結果を踏まえると、早急に小学生の実態調査をすべき と考えますが、知事並びに教育長の所見を伺います。

併せて小学生への相談強化も必要と考えますが、知事並び に教育長の所見を伺います。

さらに、道はこの4月、北海道ケアラー支援条例を施行す については更なる実態するとしましたが、対策の実効性を高めるためには、学校と支 加調査の速やかな実施援する自治体との連携が重要となってきます。具体的にどの 所などにおける気づきでような取り組みを行い支援を進めていくのか、知事並びに教 取り組んでまいります。 また、スクールカウェ

(教育長)

スクールソーシャルワーカーの任用についてでありますが、ヤングケアラーへの支援にあたりましては、学校において、子どもの気持ちに丁寧に寄り添いながら、相談しやすい体制や環境を整えるとともに、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーと学校とが緊密に連携をし、関係機関の支援に適切につなげていくことが重要であります。

道教委といたしましては、地域や学校の実情に応じて、スクールソーシャルワーカーが学校を巡回するほか、必要に応じて特定の市町村への即時派遣も行うなど、高度な専門性をもつスクールソーシャルワーカーの力を最大限効果的に発揮できるよう取り組んでいるところであります。

今後においても、広域な本道において、よりきめ細かく対応するため、市町村教育委員会や学校との連携を密にするとともに、スクールソーシャルワーカーの派遣拡充のほか、全国都道府県教育委員会連合会と連携し、スクールソーシャルワーカーの一層の配置拡充について国に要望するなど、支援が必要なヤングケアラーに速やかに対応し、関係機関等での早期支援につなげることができるよう取り組んでまいります。

(知事)

ヤングケアラー支援に向けた今後の取組についてでありますが、ヤングケアラーの多くは、本人の自覚がないことや支援策について相談した経験がないことなどから、周囲の関係者の方が一人一人の事情を理解し、信頼関係を構築した上で、必要な支援に結びつけていくことが重要であります。

このため、道としては、現在提案しているケアラー支援条例案に、普及啓発の促進、早期発見や相談の場の確保などの基本的施策を掲げているところであり、特にヤングケアラーについては更なる実態把握のため、大学生及び小学生への追加調査の速やかな実施や、放課後児童クラブや子どもの居場所などにおける気づきの促しと早期発見に向けた体制整備に取り組んでまいります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣の拡充や学校と市町村などと調整役を担うコーディネーターの配置により、学校における早期発見と関係機関による適切な支援につなげるなど、学校と自治体が十分に連携し、それぞれの子どもの家庭の事情や気持ちに寄り添った支援を進めてまいります。

(教育長)

小学校におけるヤングケアラーへの支援についてでありますが、ヤングケアラーと思われる子どもを早期に把握をし、個々の実情に応じた支援策を講じるためには、中学生、高校生と同様に、小学生に対しても実態をきめ細かく把握することが重要であり、今後、知事部局と連携し、小学生を対象とした実態調査を速やかに行うとともに、その結果を踏まえ、子どもたちへの必要な支援等について検討してまいります。

また、道教委といたしましては、子どもたちが、家族の世話などに関する不安や悩みを気兼ねなく相談できるよう、教員による教育相談はもとより、道教委による電話・メールなどによる相談機会の確保のほか、スクールカウンセラーの派遣の充実などにより、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの派遣や、市町村教育委員会、道関係部局からなる連絡協議会の実施により、市町村の担当部局や福祉等の関係機関との連携が、途切れることのないよう体制強化を図り、早期支援に適切につなげるなどして、子どもたちの実情に応じたきめ細かな支援に取り組んでまいります。

(四) 学校徴収金支出の増大について

GIGAスクール構想の推進により、小中学校の端末は

(教育長)

次に、学校徴収金についてでありますが、学校において行

間 目

自治体が購入し、児童生徒に貸与するので家庭の負担はないものの、通信料は保護者負担となっている自治体がほとんどであります。高校は端末も保護者負担となっており、家計への負担は大きくなっています。また、摸試や検定料の経費も高額で、生活困窮家庭の生徒にとっては大変厳しい状況であります。北海道の学校徴収金の実態を伺うとともに、教育の格差拡大を是正するとともに、学校徴収金の上限の目安を設定すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

(五) いじめ問題について

いじめ「重大事態」への対応について検討している文科省「いじめ防止対策協議会」においては、「重大事態が起こった際の調査に時間をかけるよりも、被害を訴える子どもへの対応を急ぐべき」との意見があげられています。調査等に時間がかかり、その間、いじめか否かも明確にされず原因究明や再発防止もなされないことが散見されるわけでありますが、これを解決するためにも、いじめ問題に専門的に取り組む「いじめ対策担当教員」を配置するなど、十全に対応できる環境整備を整えるべきと考えますが、道教委の所見を伺います。

(六)教育施設の管理について

道教委職員がネイパルの指定管理者候補の選定過程において不正行為を働いた問題は、情報通信の適切な管理や利用、コンプライアンスの意識不足ということで片づけられる問題ではありません。一連の不適切事案について、再発防止策は示されたものの、まだ、詳細な調査が必要なこともあり、その上でなければ真の再発防止策につながらず、到底、道民理解も得られません。追加の調査と防止策を早期に示すべきと考えますが知事並びに教育長の所見を伺います。

また、道民への謝罪はあったものの、「管理監督責任については検討する」にとどまっています。事の重大さを考慮すれば、組織の長として自らの処分をどうお考えなのか、教育長の所見を伺います。

われる教育活動に係る経費については、教育目標を達成する ための基礎となる公費のほか、修学旅行や教材費などの学校 徴収金で成り立っており、課程や学科の特性、各学校の実態 に応じて若干の幅があるものの、道立高校では1年間に約1 5万円程度の金額を徴収しております。

道教委といたしましては、今後道立高校における学校徴収 金の状況を定期的に把握をするとともに、ご家庭の経済事情 に左右されることなく、誰もが希望する質の高い教育を受け られるよう、入学時における電子辞書など指定物品等の見直 しを図るなど、改めて各学校に対して積極的に保護者の負担 軽減について指導・助言を行うほか、市町村に対する要保護 児童生徒援助費補助金や、高校生等奨学給付金といった就学 支援制度の拡充について、国に対し重ねて要望してまいりま す。

(教育長)

いじめは、子どもの命や心を深く傷つける深刻な問題であることから、いじめを防止するためには、各学校が関係する 法や条例に基づき、積極的に認知をし、早期から組織的に対 応することが求められます。

道教委といたしましては、いじめ重大事態に至った場合には、被害を受けた子どもや保護者のいじめの事実関係を明らかにしたいという切実な思いに寄り添いながら、慎重にかつスピード感をもって、その調査を適切に進める必要があることについて、市町村教育委員会と共有をするとともに、国の加配制度を活用し、学校の要望や実情を踏まえて教員を加配するなどして、いじめなど生徒指導上の問題に組織的に対応できるよう人材の確保に努めることとしております。

今後、加配教員の拡充を改めて国に要望しながら、全国の 事例や学校現場の声を参考にするなどして、こうした取組の 一層効果的な推進を図り、各学校において、子どもたちに「い じめは絶対に許されない」という人権感覚を育成する教育活 動が展開されるよう加配教員の活用を含めた組織的ないじめ 対策の徹底に取り組んでまいります。

(知事)

今回の教育庁職員による不適正な事務の執行については、 公募に応じた事業者が、公平・公正な条件のもとに競争する ことで公共サービスの質の向上に繋げる指定管理者制度の根 幹に係わる行為として、遺憾であり、再発防止に取り組んで いくことが必要と認識をしております。

今後は、本事案に関する調査報告に基づき、教育庁とともに再発防止策の検討を早急に進めながら、職場研修などあらゆる機会を通じ法令遵守や服務規律の確保を徹底するとともに、指定手続を定めた運用指針の改正など、必要な対応を講じることとし、こうした取組を通じ、職員の自覚と責任を喚起することにより指定管理者制度の適切な運用を図り、道民の皆様の施設利用に支障が生じることのないよう着実に取り組んでまいります。

(教育長)

指定管理者公募における不正行為についてでありますが、 この度、道教委の職員が、公正性や公平性が求められる指定 管理者の公募において、選定の公平性を歪める悪質な不正行 為を行いましたことは、誠に申し分けなく、児童生徒や保護 者の皆様、道民の皆様、事業者の皆様に深くお詫びを申し上 げます。

道教委といたしましては、第三者による調査委員会を設置し、関与した職員の動機を含め、不正行為の全体像について、事実関係を解明し、その上で職員の処分や管理監督責任を検討するとともに、再発防止を図るため、公正性や公平性、透明性の確保や相互牽制のあり方などについて、知事部局と連携をし、検討してまいります。

また、ネイパルを利用してくださる児童生徒をはじめとす

質	問	答 弁
		る多くの皆様方に影響が生じることのないよう、道議会での 御議論いただきながら施設の適切な運営に向けて努力してま いります。